

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月29日

【会社名】 株式会社四国銀行

【英訳名】 The Shikoku Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 山元文明

【本店の所在の場所】 高知市南はりまや町一丁目1番1号

【電話番号】 高知(088)823局2111番

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 伊東瑞文

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区内神田一丁目14番4号  
株式会社四国銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3291局7481番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 上杉和弘

【縦覧に供する場所】 株式会社四国銀行徳島営業部  
(徳島市八百屋町三丁目10番地2)

株式会社四国銀行東京支店  
(東京都千代田区内神田一丁目13番7号)

株式会社四国銀行松山支店  
(松山市三番町三丁目9番地4)

株式会社四国銀行高松支店  
(高松市丸亀町8番地23)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 高松支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供しております。

## 1【提出理由】

平成30年6月26日開催の当行第204期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

<会社提案(第1号議案から第7号議案まで)>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金15円 総額642,898,500円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月27日

その他の剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 5,000,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図ることを目的に、監査等委員会設置会社へ移行するための規定の新設等を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

山元文明、西川昭寛、大田良継、五百蔵誠一、黒下則之、小林達司、尾崎嘉則の7氏を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役6名選任の件

北村裕、熊沢慎一郎、田中章夫、川添博、瀧田正博、稲田知江子の6氏を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を、年額216百万円以内とするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額70百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

譲渡制限付株式を付与するための報酬として金銭報酬債権を支給することとし、その額は年額70百万円以内とするものであります。

<株主提案(第8号議案から第11号議案まで)>

第8号議案 定款一部変更の件

現在の顧問・相談役の役職すべての廃止を求めるものであります。

第9号議案 定款一部変更の件

取締役の任期の変更を求めるものであります。

第10号議案 取締役3名解任の件

取締役 山元文明、高橋重一、稲田知江子の3氏の解任を求めるものであります。

第11号議案 監査役1名解任の件

監査役 熊沢慎一郎氏の解任を求めるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

<会社提案(第1号議案から第7号議案まで)>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第1号議案	308,033	60,933	3	(注)	可決 81.4
第2号議案	367,746	1,220	3	(注)	可決 97.2
第3号議案					
山元 文明	365,547	3,417	3	(注)	可決 96.6
西川 昭寛	366,559	2,407	3		可決 96.9
大田 良継	366,559	2,407	3		可決 96.9
五百蔵 誠一	366,565	2,401	3		可決 96.9
黒下 則之	366,559	2,407	3		可決 96.9
小林 達司	366,565	2,401	3		可決 96.9
尾崎 嘉則	365,595	3,371	3		可決 96.6
第4号議案					
北村 裕	364,888	4,077	3	(注)	可決 96.5
熊沢 慎一郎	364,868	4,097	3		可決 96.4
田中 章夫	367,156	1,811	3		可決 97.1
川添 博	368,205	762	3		可決 97.3
濱田 正博	345,474	23,491	3		可決 91.3
稲田 知江子	345,092	23,873	3		可決 91.2
第5号議案	367,929	959	82	(注)	可決 97.3
第6号議案	367,939	949	82	(注)	可決 97.3
第7号議案	367,380	1,587	3	(注)	可決 97.1

< 株主提案(第8号議案から第11号議案まで) >

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合 (%)
第8号議案	30,652	338,207	3	(注)	否決 8.1
第9号議案	7,703	361,154	3	(注)	否決 2.0
第10号議案					
山元 文明	8,870	359,985	3	(注)	否決 2.3
高橋 重一	7,593	361,185	82		否決 2.0
稲田 知江子	7,600	361,178	82		否決 2.0
第11号議案	7,609	361,252	3	(注)	否決 2.0

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第3号議案、第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第5号議案、第6号議案、第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。

第8号議案、第9号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

第10号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

第11号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の数の集計により、第1号議案から第7号議案については、決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立し、第8号議案から第11号議案については、会社法に則って決議が否決されることが明らかとなったため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。